

# 「保険金<sup>が</sup>使える」という 住宅修理サービスでの トラブルにご注意!



※台風・雪災などの自然災害の後に  
トラブルが多くなります。

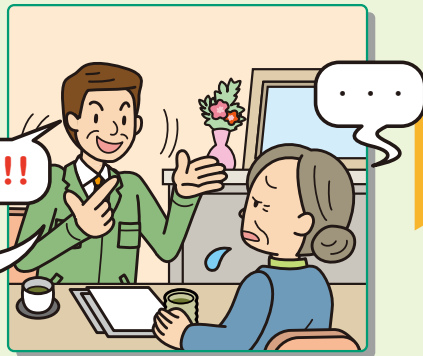
保険金が使えると勧誘する業者がきてもすぐに修理サービスなどの契約はせずに、必ず、損害保険会社や損害保険代理店にご相談ください。なお、トラブルになった場合には、国民生活センターや消費生活センターで相談を受け付けています。

## トラブル

### 1 自己負担 ゼロを強調

自己負担ゼロ!!

保険金を使えば  
無料で修理できますよ。



## トラブル

### 2 強引な 契約

保険申請も代行します!  
契約書はあとで  
持ってきますよ。



## トラブル

### 3 うその理由 で請求

古くなったところも  
先日の台風のせいにして、  
保険金を  
請求しちゃいましょう!



※うその理由による保険金請求は保険金詐欺に該当するおそれがあります。

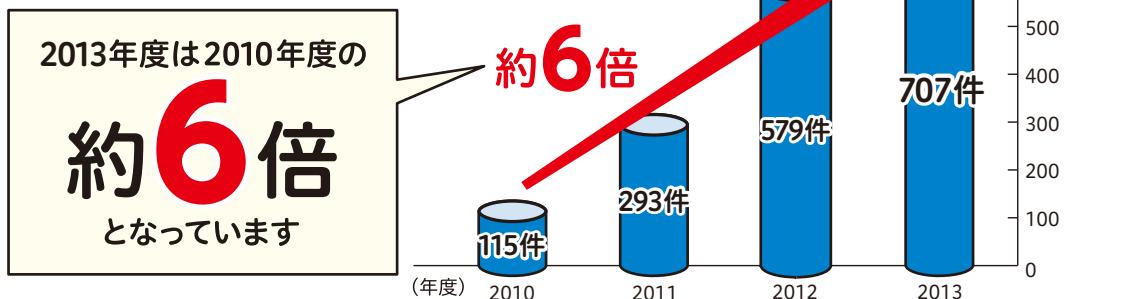
# ストップ!!

住宅修理やリフォームに関し、「保険金<sup>が</sup>使える」と言って  
勧誘されたときは、修理サービスなどの**契約前**にご相談  
をお願いいたします。

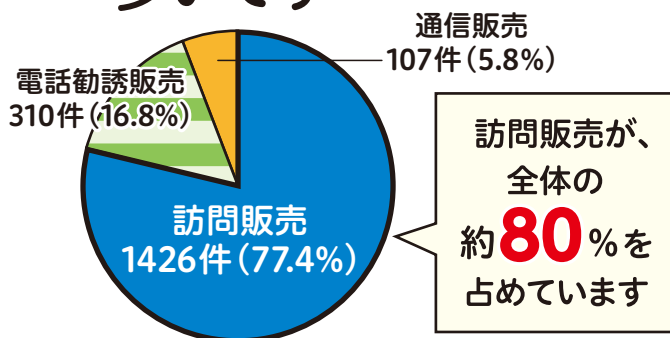
# あなたの **身近** でも **増えて** います

～「保険金が使える」という住宅修理トラブルの相談～

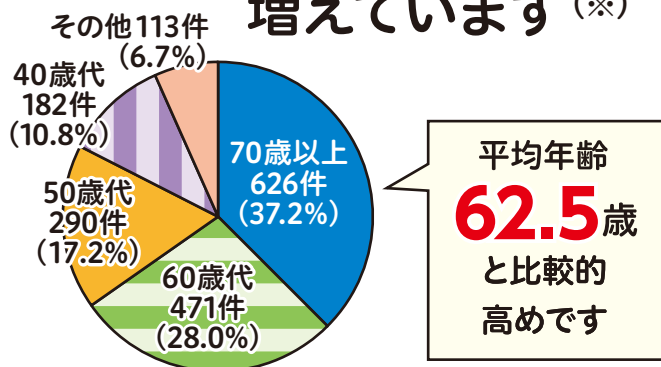
## 1 **トラブル相談**の件数が増えています



## 2 **訪問による勧誘**が多いです (※)



## 3 **高齢者**からの相談が増えています (※)



データ提供：独立行政法人 国民生活センター  
※2007年度から2013年度によせられた  
相談の内訳 (不明・無回答除く)

台風、暴風、ひょう、雪災など自然災害による住宅の損害については多くの場合、加入している火災保険等で補償されます。しかし、「**保険金**が**使える**」と**勧誘する修理業者**とのあいだで**トラブルが増加**しています。

このような勧誘については鵜呑みにせず**必ず契約前に損害保険会社、損害保険代理店へご相談**をお願いいたします。契約後であってもクーリング・オフできる場合があります。なお、トラブルになった場合には、国民生活センターや消費生活センターで相談を受け付けています。

訪問販売で  
60～70歳代の方の  
トラブルが  
増えているのね。



損害保険に  
関する  
ご相談先

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター (損害保険相談・紛争解決サポートセンター)

**0570-022808**

<全国共通・通話料有料>

※PHS、IP 電話からは 03-4332-5241 へおかけください

受付時間：月～金曜日 (祝日・休日および12月30日～1月4日を除く) 受付時間：午前9時15分～午後5時